

## 特定非営利活動法人〇〇〇〇 定款

## 第 1 章 総 則

～ 略 ～

## 第 1 0 章 雑 則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

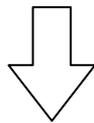
理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 8 年 6 月 3 0 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金 〇〇〇円
  - (2) 年会費 〇〇〇円

定款変更後の附則は、  
設立当初の附則を変更せずに、  
変更の都度、追加します。

**申請時**

## 附 則

この定款は、平成 年 月 日から施行する。

**認証時**

## 附 則

この定款は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(横浜市が発行する定款変更認証通知書の日付が平成 25 年 10 月 1 日の場合)